

2 県立特別支援学校における 通級による指導

2 県立特別支援学校における通級による指導

(1) 対象となる児童生徒

県立特別支援学校における通級による指導の対象は、原則として、該当校種の通級指導教室が設置されていない市町村を中心として、小中学校の通常の学級に在籍し、以下に掲げる障がいの種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると市町村教育委員会が認める者です。

学びの場の判断・決定に当たっては、障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定します。

県立特別支援学校における通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度

【平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知（以下「756 号通知」）】より抜粋

難聴・言語	【難聴】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
	【言語障害】 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
発達	【自閉症】 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	【情緒障害】 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	【学習障害】 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	【注意欠陥多動性障害】 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 通級指導教室を設置している県立特別支援学校

県立特別支援学校における通級による指導を実施している学校は、以下のとおりです（令和 6 年度現在）。

県立特別支援学校における通級による指導には、他校通級（対象児童生徒が県立特別支援学校に通う形態）と巡回指導（県立特別支援学校の教員が対象児童生徒の在籍する小中学校を巡回して指導を行う形態）があります。

東部	中部	西部
鳥取聾学校（難聴・言語） 白兔養護学校（発達）	鳥取聾学校さんさん教室 （難聴・言語） 倉吉養護学校（発達）	鳥取聾学校ひまわり分校 （難聴・言語） 米子養護学校（発達）

(3) 学びの場と提供可能な教育機能

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討します。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導の三つがあり、子ども一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、どの学びの場の形態が最も適切かを検討していくことが大切です。

その上で、基本的な方向性として、障がいのある子どもと障がいのない子どもとが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきですが、学びの場の形態にかかわらず、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかが最も重要な視点です。

学びの場を検討する際には、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」の以下の頁を参照し、障がい種ごとの学びの場と提供可能な教育機能について、必ず確認します。

「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



「障害のある子供の教育支援の手引」の内容、頁	
第3編 障害の状態等に応じた教育的対応	
・通級による指導（難聴） …P104	・通級による指導（自閉症） …P255
・通級による指導（言語障害） …P233	・通級による指導（情緒障害） …P277
	・通級による指導（学習障害） …P297
	・通級による指導（注意欠陥多動性障害） …P318

(4) 留意事項

① 障がいの判断に当たって

【通級による指導】（756号通知より抜粋）

障がいのある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

② 特別の教育課程の編成、授業時数について

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成18年文部科学省告示第54号により定められている。同項の規定により、県立特別支援学校における通級による指導において特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして実施すること。

※通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

※授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とする。ただし、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいのある児童生徒については、年間10単位時間を下限とする。

③ 個別の指導計画の作成について

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員と児童生徒の在籍している学校の在籍学級の担任教員との連携のもとで個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導を行い、引継ぎや退級後の指導についても活用すること。

④ 在籍校との連携協力について

通級による指導の効果を上げるためにも、両者間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者間での連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

⑤ 指導要録への記入について

県立特別支援学校における通級による指導を受ける児童生徒が在籍する小学校、中学校及び義務教育学校の校長は、通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録に通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。

⑥ 通級による指導の終了について

県立特別支援学校における通級による指導は、申請された教育課程の修了をもって終了とする。

※通級による指導を終了する際、小中学校長は、市町村教育委員会に必ず終了申請を行うこと。

⑦ 通学について

原則として、県立特別支援学校への通学については、保護者の責任のもとに行うこととする。

(5) 通級による指導の利用検討から終了までの流れ
(県立特別支援学校の通級による指導の場合)

本人・保護者との教育相談・情報提供

気になる児童生徒への気づき



特別支援教育の視点を取り入れた関わり・授業実践、合理的配慮等の実施

在籍学級内での指導の工夫

校内委員会で把握・指導・支援
(※必要に応じて個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成)

LD等専門員等の活用

通級による指導 利用の検討

校内委員会で検討

※市町村教育委員会へ
相談・報告・連携



本人・保護者の同意

本人・保護者への説明・合意形成

※県立特別支援学校の教育相談

※入級検討会

※在籍学校から市町村教育委員会へ申請

市町村教育委員会が措置決定

通級による指導 実施

在籍学級における合理的配慮、通級による指導との連携・つながりのある指導・支援の実施



個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

- ・目標の検討・設定
- ・在籍学級における指導・支援等の検討、指導内容の評価・改善・実施
- ・通級指導教室における指導・支援
- ・評価会等
- ・LD等専門員、専門家、関係機関等との連携

※通級による指導の目標達成

本人・保護者の同意

在籍学級や関係者等からの意見収集

通級による指導 終了の検討

校内委員会で検討

※市町村教育委員会へ
相談・報告・連携

※在籍学校から市町村教育委員会へ申請

※退級検討会

市町村教育委員会が措置決定

通級による指導 終了(退級)

在籍学級における適切な指導、必要な支援(合理的配慮)

※県立特別支援学校のフォローアップ等の活用

LD等専門員、専門家、関係機関等との連携

3 県立特別支援学校における 通級による指導に係る手続き

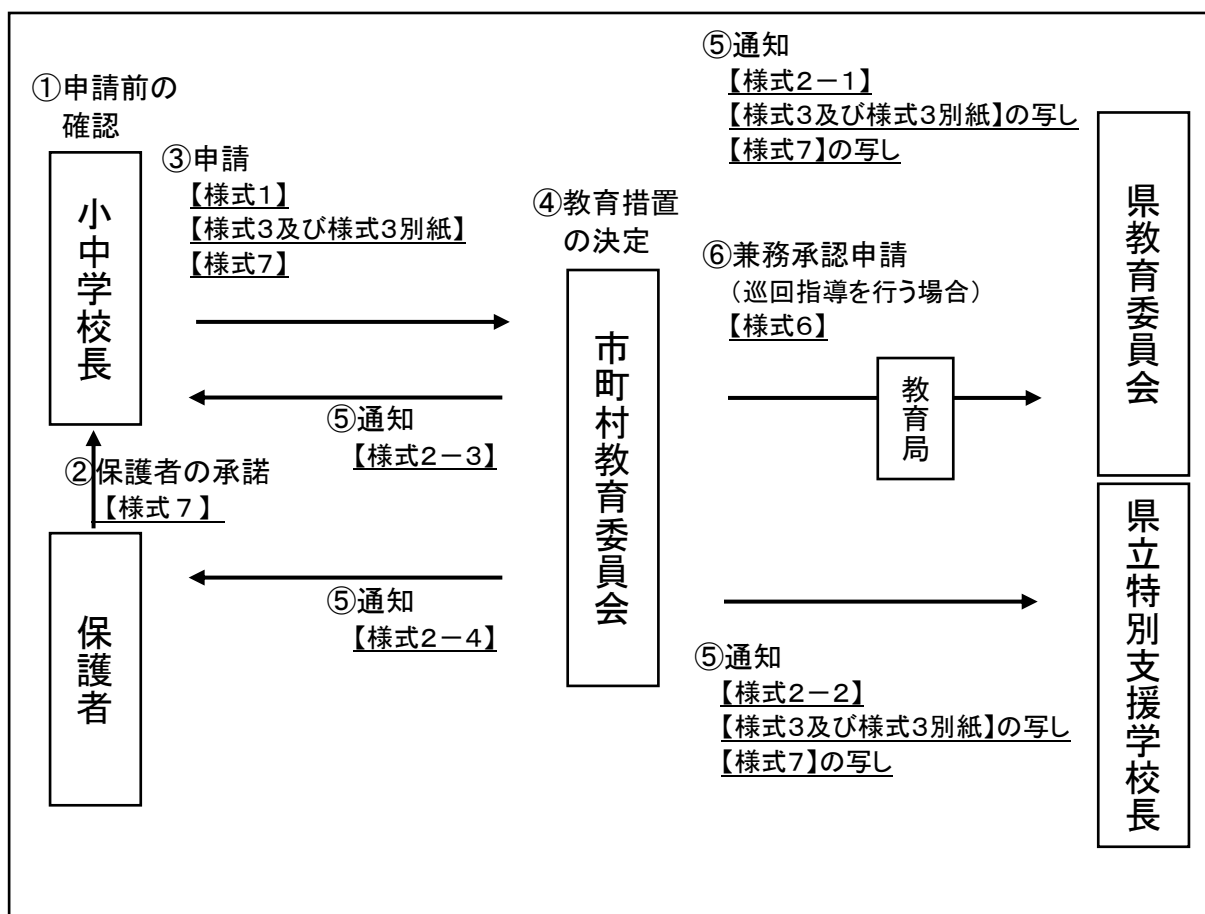
様式は、鳥取県教育委員会ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/127876.htm>



3 県立特別支援学校における通級による指導に係る手続き

(1) 指導を開始するまでの手続き



①申請前の確認

小中学校長は、在籍する児童生徒のうち県立特別支援学校における通級による指導を受けることが適当であると認める者がいるときは、事前にその旨を市町村教育委員会に連絡しておく。また、小中学校長は、関係者（市町村教育委員会、県立特別支援学校、本人・保護者等）間で以下のことについて教育相談等で事前に確認しておく。

- ・障がいの状況、通級による指導時間、入級希望年月日※1、指導開始希望年月日※2、実施形態（他校通級又は巡回指導）等（【様式1】に記載する内容）
- ※1 入級年月日…市町村教育委員会が通級による指導の措置を決定する期日
- ※2 指導開始年月日…実際に通級による指導を開始する期日
- ・通級による指導に伴う教育課程（【様式3及び様式3別紙】に記載する内容）
- ※在籍校長は自校の教育課程実施計画書を基に、通級による指導（自立活動等）の時数等を確認し、通級利用日等について本人・保護者と確認をすること。
- ・巡回指導を行う予定の場合は、その指導者等（【様式6に記載する内容】）

②保護者の承諾

通級による指導の申請について、保護者の承諾が得られたら、保護者承諾書（【様式7】）を小中学校長に提出してもらう。

③市町村教育委員会への申請

小中学校長は、①の確認を行い、保護者に承諾を得た後に市町村教育委員会教育長に県立特別支援学校における通級による指導について申請を行う。(【様式1】、【様式3及び様式3別紙】、【様式7】の写しを提出)

④教育措置の決定

市町村教育委員会は、通級による指導の対象となる障がいの種類と程度（平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）、教育学、医学、心理学等の専門家からの意見等を踏まえ、県立特別支援学校における通級による指導を受けることが適当であるかどうかを総合的に判断し、教育措置を決定する。

⑤通級による指導の通知

市町村教育委員会教育長は、④で決定した児童生徒について、

- ・ 県教育委員会教育長（【様式2-1】、【様式3及び様式3別紙】の写し、【様式7】の写し）
- ・ 県立特別支援学校長（【様式2-2】、【様式3及び様式3別紙】の写し、【様式7】の写し）
- ・ 小中学校長（【様式2-3】）
- ・ 保護者（【様式2-4】）

に通級による指導の入級年月日等について通知する。

⑥兼務承認申請（巡回指導を行う場合）

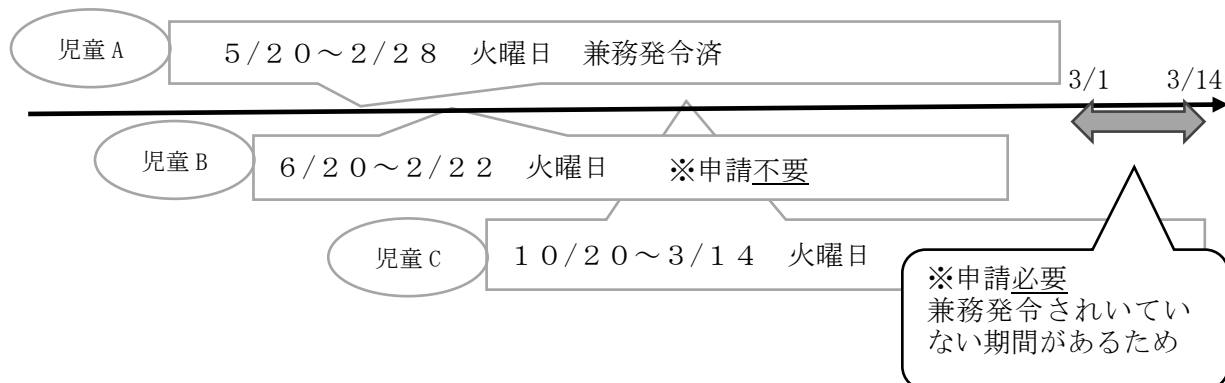
市町村教育委員会教育長は、県立特別支援学校教員が小中学校への巡回指導を行う場合、⑤と併せて県教育委員会教育長に兼務申請を行う。(【様式6】)

※県教育委員会教育長による兼務発令後に巡回指導が可能となるため、【様式6】は指導開始年月日の1週間前まで（必着）に各教育局を通じて教育人材開発課に提出すること。

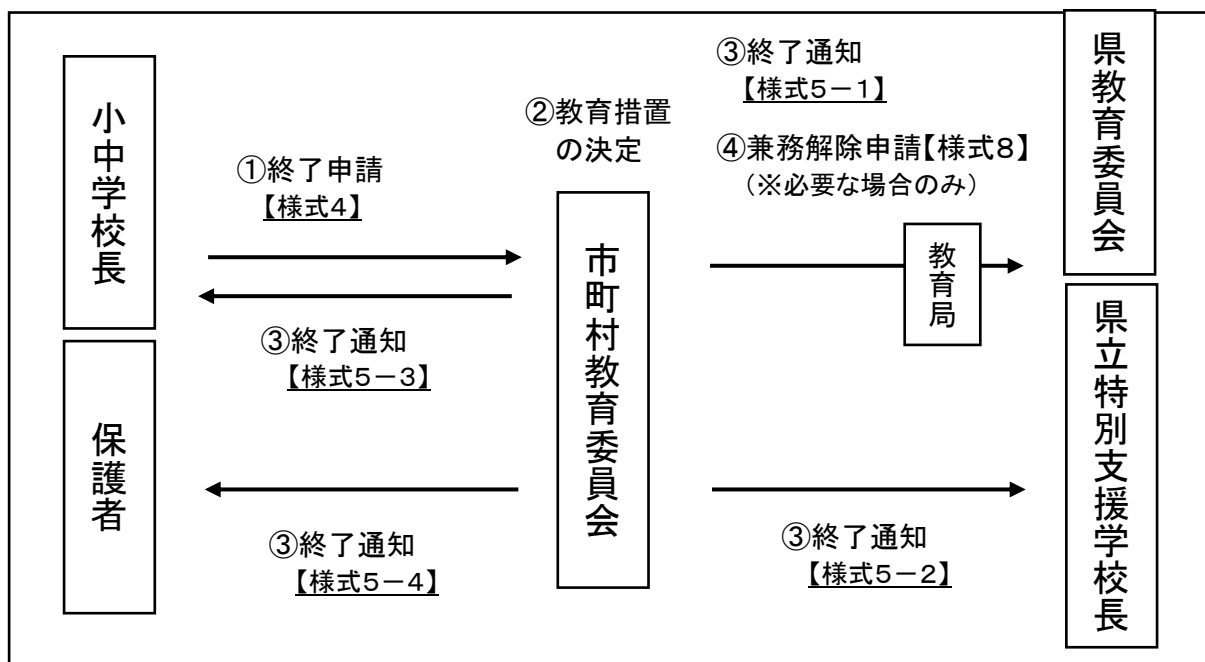
※県立特別支援学校の通級による指導の担当者は、新規の巡回指導が分かった時点で特別支援教育課に連絡し、兼務発令申請の提出の必要性について確認すること。（連絡内容：在籍学校名、指導曜日、時間、指導内容、入級の経緯）

※県立特別支援学校の通級による指導の担当者は、自身に発令されている兼務期間を確認の上、新規入級の児童生徒の在籍校に兼務発令申請の有無について伝え、適切に申請が提出されるようにすること。

（例）A 小学校へ巡回指導



(2) 指導を終了する際の手続き



① 市町村教育委員会への終了申請

小中学校長は、市町村教育委員会教育長に県立特別支援学校における通級による指導の終了について申請を行う（【様式4】）。通級による指導に伴う教育課程（様式3別紙）で設定された授業時数を終えた場合（年度末等）においても、必ず終了申請を行うこと。

② 教育措置の決定

市町村教育委員会は、教育学、医学、心理学等の専門家からの意見、通級による指導の結果等を踏まえ、県立特別支援学校と協議の上、通級による指導を終了することが適切であるかどうかを総合的に判断し、教育措置を決定する。

③ 通級による指導の終了通知

市町村教育委員会教育長は、②で決定した児童生徒について、

- ・ 県教育委員会教育長（【様式5-1】）
- ・ 県立特別支援学校長（【様式5-2】）
- ・ 小中学校長（【様式5-3】）
- ・ 保護者（【様式5-4】）

に通級による指導の終了を通知する。

④ 兼務解除申請（※兼務発令期間が終了する前に兼務解除が必要な場合のみ）

市町村教育委員会教育長は、兼務発令期間が終了する前に兼務解除が必要な場合、事前に教育局に連絡し、兼務解除申請を行う。（【様式8】）

※県立特別支援学校の通級による指導の担当者は、兼務終了申請の有無や終了日について在籍校と確認の上、分かった時点で特別支援教育課に連絡すること。

※県教育委員会教育長による決裁後に兼務解除となるため、【様式8】は速やかに各教育局を通じて教育人材開発課に提出すること。

※兼務発令期間が予定どおり終了する場合、兼務解除申請は不要。